定期報告が必要な特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等

【対象】(い)欄の用途等に供する部分の規模等が(ろ)欄のいずれかに該当するもの。 (凡例) A:その用途に供する床面積の合計をいいます。

1,520(1	(い)欄の用歴寺に供りる部方の放保寺が(つ)欄のいりれかに該当りるで	規模等(ろ) いずれかに該当するもの	報告の間隔
	HIKE U (V·)	・A>200 m ・ 3階以上の階のA>100 m	MIGICALINI
	劇場、映画館又は演芸場	・ 主階が1階にないもの ・ 客席の部分のA≥200 m ^{*3}	-
		・地階の A>100 ㎡	
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	· A>500 m · 3階以上の階のA>100 m	
		・客席の部分のA≥200 ㎡*3 ・地階の A>100 ㎡	
		· A>500 m · 3階以上の階のA>100 m	2年
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	・ 2階のA≧300 ㎡(病院又は診療所にあっては、その部分	2-7
	就寝用途の児童福祉施設等*1	に患者の収容施設があるものに限る)*3	
	ホテル又は旅館	- 地階の A>100 ㎡	
		· A>500 m · 3階以上の階のA>100 m	
	設等*1を除く)	- ・地階の A>100 ㎡	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	・ 6階以上の階にあるもの	
	大円にも(グ ころりで同梱目門)にもと称く)		
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	・ 3階以上の階のA > 100 m ²	3年
杜丰		・2階のA≥300 ㎡* ³ ・地階の A>100 ㎡	
莡	寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障 -	- 3階以上の階の A>100 m · 2階のA≥300 m ^{*3}	
特定建築物	害者グループホームに限る)	- 地階の A>100 ㎡	
	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学	 · A>2,000 m · · 3階以上の階のA>100 m	
	を除く)	7. Lyoco III Gills Levilles IV. Too III	2年
	体育館(学校に附属するものを除く)	・A>2,000 ㎡ ・ 3階以上の階のA>100 ㎡	
		· A=2,000 m³*3	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又	・A>2,000 ㎡ ・ 3階以上の階のA>100 ㎡	3年
	はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	· A=2,000 m³*3	3-
	物品販売業を営む店舗(床面積が 10 ㎡以内のものを除く)	・ A>1,500 ㎡、かつ、2階以上の階にあるもの	2年
		· 3階以上の階のA>100 ㎡ · 2階のA≥500 ㎡*3	
		・地階のA>100 ㎡ · A≧3,000 ㎡*3	
	百貨店、マーケット又は展示場	・3階以上の階のA>100 ㎡ ・2階のA≧500 ㎡*3	
		・A≧3,000 ㎡*³ ・地階のA>100 ㎡	
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・地階又は3階以上の階にあるもの	
		・ A>1,500 ㎡、かつ、2階にあるもの	
		・A≧3,000 ㎡*³ ・ 2階のA≧500 ㎡*³	
	事務所その他これに類するもの	・A>2,000 ㎡、かつ、6階以上の階にあるもの	3年
	換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く)		
建築	排煙設備(排煙機を有するもの)	L=2.0.4±±2.7±004.6.4==0.1.2.10.7.4.0	4.5
建築設備	非常用の照明装置	上記の特定建築物に設けられるもの	1年
	給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けるものを除く)		
		次のいずれかの建築物に設けられるもの	
	火災時に煙や熱を感知して閉鎖又は作動する次の防火設備(防火ダンパ	 ①上記の特定建築物に該当する建築物	
	一を除く)	②以下に掲げる用途のうち、A>200 ㎡の建築物	
防火設備	・防火扉	・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	1年
	・防火シャッター	・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	
	・耐火クロススクリーン	・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グ	
	・ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	ループホーム、障害者グループホームに限る)	
	מון אמארנקו ש לאפורות בווייניינים ווייניינים ווייניינים ווייניינים ווייניינים ווייניינים ווייניינים ווייניינים	 ・就寝用途の児童福祉施設等*1 	
Ę	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	次に掲げるものを除く。	1年
		- かごが住戸内のみを昇降するもの	
		- 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する	
		・ カ圏ダ王闸工/広門 1 下分 1 2 木分 1 切み 0 与に成たする エレベーター	
			毎年 / 日 エスブ
昇 降 機 等			毎年4月及び
機 等	・ 観光用エレベーター、観光用エスカレーター		10月(ただし
	・ ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設		使用期間が連
	・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動を		続して6月以
	する遊戯施設で原動機を使用するもの		内のものは毎
			年使用開始前
			1月に1回)

注意

*1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第1第2 項第2号から第9号に掲げるもの

(第2号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第3号:助産所、第4号:盲導犬訓練施設、第5号:救護施設及び更生施設、第6号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第7号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第8号:母子保健施設、第9号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

*2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

*3 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く